

# 農山漁村男女共同参画推進協議会設立趣意書

## 1 趣 旨

農山漁村の女性は、農林水産業の維持・発展や地域社会の活性化に大きく貢献しています。しかし、農山漁村における政策・方針決定の過程への女性の参画の現状は依然として不十分であり、また、経営においても働きに応じた経済的評価や就業条件、経営上の地位の確立が進みつつあるもののまだ充分であるとは言えません。更に、自らの意志による起業ビジネスの展開や仕事と子育ての両立、ワーク・ライフ・バランスのとれた暮らし方などの観点からも課題が山積しております。

このような中、食料・農業・農村基本法及び男女共同参画社会基本法が制定されて10年を経た今、一層の社会参画、経営参画の推進が求められております。

また、昨今の厳しい経済状況の下で、仕事と生活の場が密接に関わる農山漁村での暮らしの豊かさが実感できるようにしていくことが、充実したシニアライフや若い世代が農業を仕事と選び農山漁村に定着していく上で重要であり、それらのベースとなるのが、農山漁村における男女共同参画社会の実現であります。

そこで、農山漁村の男女共同参画に関係する全国団体からなる「農山漁村男女共同参画推進協議会」を設立し、現状と問題認識の共有・解決に向けた展開方向・具体的な活動内容・男女共同参画に関する人的ネットワークの強化等について、統一的にあるいは分担して取り組むため、関係者の総意のもと、「農山漁村男女共同参画推進協議会」を設立するものであります。

## 2 事業内容

- (1) 農山漁村女性の社会参画促進に関する事業
- (2) 農山漁村女性の経営参画促進に関する事業
- (3) 農山漁村女性の起業活動支援に関する事業
- (4) 農山漁村女性の社会的活動及び経済的活動に関する国際交流の促進のための事業
- (5) その他農山漁村の男女共同参画推進のために必要な事業

## 3 協議会の会員

推進協議会の会員は、全国において、農山漁村の男女共同参画の推進に携わる団体をもって組織する。

平成22年2月8日

農山漁村男女共同参画推進協議会参加団体一同